

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件
厚生労働省告示第三百五十八号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第一百七号）の一部を次の表のように改正し、令和二年十一月十八日から適用する。

令和二年十一月十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

改正後	改正前
<p>別表第2 第1部～第6部 (略)</p> <p>第7部 追 補 (4) 内 用 薬 品 名</p> <p>(5) ラベプラゾールNa錠10mg「BMD」</p> <p>規 格 単 位 10mg 1錠</p>	<p>別表第2 第1部～第6部 (略) (新設)</p>